

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制 への対応について

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（概要）

概 要

- ・タイでは、生鮮野菜・果物に対して、定期的に農薬の残留について調査が行われており、基準値を超えた事案が発生している状況から、輸入される農産物、国内で生産される農産物に限らず、農産物の品質及び安全性の向上が求められている状況があります。
- ・このような背景もあり、2017年8月、タイ保健省は、保健省告示（2017年第386号）により、特定の青果物の選別・梱包を行う施設が従うべき基準を定め、当該告示に基づく、タイ向け青果物の選別及び梱包施設に関する新たな規制を2018年8月から施行しました。
- ・具体的には、当該告示の**附属文書1に定められたメロンやイチゴ、ブドウ等の品目**について、タイに輸出する場合、それらの品目を選別・梱包する施設に対して、当該告示の**附属文書2に規定されている施設、用具、機械・設備等に関する衛生面の要求事項等の基準又はそれと同等以上の規格に適合していること**の証明書原本又は写しを、輸入通関時に提示する必要があります。

<タイ保健省 告示（2017年第386号）及び食品医薬局通知>

【告示原文】 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/211/20.PDF>

【通知原文】 http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/600925_Explanation386.pdf

【告示・通知仮訳】 https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=28718633

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（対象品目）

対象品目

（附属文書 1 に定められた品目）

分類	品目※
生鮮 果実	バナナ、栗、ドラゴンフルーツ、カンタループ、メロン、ランブータン、レンブ、スイカ、ザクロ、グアバ、ナツメ、マンゴー、パパイア、サポジラ、リュウガン、イチゴ、マンダリンオレンジ、オレンジ・ダイダイ及びこれらのハイブリッド種、キノット、willow leaf sower orange 梨、ブドウ、リンゴ
生鮮 野菜	ニンニク、ラッキョウ、中国ニンニク、ロマネスコを含むカリフラワー、サボイキャベツを含むキャベツ、チャイブ、ガランガル、カイラン、人参、ネギ、モヤシ、ヤサイカラスウリ、キュウリ、ジョウロクササゲ、エンドウ、芽及び茎を含むブロッコリー、バジル、カミメボウキ、スイートバジル、ツボクサ、ハウレンソウ、ハクサイ、アマランサス、ヨウサイ、ゴートホーンペッパー及びホットペッパーを含む唐辛子、パプリカを含むピーマン、カボチャ、トマト、タイ茄子、じゃが芋、エシャロット、人工栽培によるヤナギマツタケ、ブナシメジ、キクラゲ、霊芝、椎茸、フクロタケ、シロキクラゲ等のキノコ類

※ 通関時には学名に基づいて判断されることとなります。輸出の際は、学名で該当の有無を確認下さい。

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（求められる事項）

選果・梱包施設に求められる事項（付属文書2及び付属文書3の内容）

- 保健省告示の付属文書に、施設、用具、機械・設備、選別・梱包工程、水回り、清掃、作業員等に関する衛生面の要求事項が規定されています。
- なお、製造施設の検査については、当該告示の付属文書3として、選別・梱包施設の検査のためのチェックリストが示されており、当該検査の**チェックリストで、取得得点の割合が60%を超えており、重大な欠陥がないものを合格**となります。

付属文書2 関係（求められる基準）

衛生面の基準が定められているの項目は、以下の**6**項目。

1. 施設又は製造場所

2. 製造に使用する用具、機械及び設備

3. 製造工程管理

4. 衛生設備

5. 保守及び清掃

6. 施設又は製造場所

付属文書3 関係（チェックリスト）

3.1 特定生鮮野菜又は果物を選別及び梱包するための施設の検査のためのチェックリスト

日付..... 時刻..... において、食品法（1979年）第43条に基づき任命された担当当局として、.....氏は、事業者名又は許可取得者名.....の.....という食品製造施設の検査を実施します。

施設の住所.....
 食品製造許可証/食品製造施設登録番号.....
 許可を得る予定/許可された食品の種類.....
 検査の目的: 許可取得のため 馬力.....HP 従業員.....名
 (選択) モニタリングのため
 その他.....
 検査回数.....回目

重要度	チェックポイント	良い 2	普通 1	悪い 0	得点	備考
	項目1. 施設の位置する場所及び施設					
	1.1. 施設の位置する場所、施設及びその付近					
0.25	1.1.1. 未使用品が置かれていない					
0.25	1.1.2. 廃棄物が置かれていない					
0.25	1.1.3. 濃い埃や煙がない					
0.25	1.1.4. 危険物が無い					
0.25	1.1.5. 家畜の飼育小屋やベン、糞畜場がない					
0.25	1.1.6. 汚濁水がない					
0.25	1.1.7. 廃水を施設外へ排水する排水管や排水路が設けられている					
	1.2. 選別又は梱包のための施設又は場所					
1.0	1.2.1. 清潔で、衛生的かつ整備されている状態となっており、不必要なものがない					
1.0	1.2.2. 選別及び梱包のための場所は居住場所と分離されている					
0.25	1.2.3. 照明は作業を行うのに十分である					
0.25	1.2.4. 換気は作業を行うのに適切である					
0.25	1.2.5. 公共排水路に廃水を流すための排水管又は排水路が設けられている					

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（証明書）

認定主体 (証明書発行主体)	認定・証明書発行の詳細
民間	<p>○ 告示の附属文書 2 の基準又はそれと同等以上の規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係るJFS規格ver.1.0の適合証明書 ・ JFS-B（製造セクター） ver.1.1及びJFS-C（製造セクター） ver.2.2,2.3の認証書 ・ GLOBAL G. A. P.ver5.1,5.2（選果・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」）が認証範囲に含まれるものに限る） ・ ASIAGAP ver2.1,2.2（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る） ・ JGAP2016（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る） ・ ISO22000:2005 ・ BRC Global Standard for Food Safety ・ FSSC22000ver.4.1,5 <p>（参考）タイ政府が各国に対して認めている規格等については以下で確認いただけます。 https://www.fda.moph.go.th/sites/food/FileNews/ListOfStandard_386/ListOfStandard386.pdf</p>
国	各地方農政局において実施
登録認定機関	<p>現在登録されている登録認定機関の一覧はこちら https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/tourokuninteikikan_ichiran.html（※） （※）タイ向け輸出青果物に係る選別及び梱包施設に係る認定について、登録区分の「2-V」の登録認定機関を御確認ください</p>
都道府県	<p>一部の都道府県（お住まいの都道府県で認定を行っているかは各都道府県にご確認下さい）</p> <p>（参考）都道府県により認定されている施設一覧 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-152.pdf</p>

※尚、証明書の写しの入手方法については、証明書発行元にご確認ください。

(参考：留意事項) 品目と対応が必要な規制の関係について

タイ向けの青果物の輸出にあたって、品目によっては、**保健省告示第386号に基づく、食品衛生の観点からの選別及び梱包施設の認定に加え、植物検疫の観点からの選別・梱包施設の登録及び生産園地の登録が必要**になりますので、ご注意ください。

日本から輸出可能

食品衛生の観点から
選別・梱包施設の認定
が必要

- ・ニンニク
- ・キャベツ
- ・ネギ
- ・キノコ類
- ・ニンジン
等

- ・ながいも
- ・さつまいも 等

植物検疫の観点から
選果・梱包施設及び
生産園地の登録が必要
※¹

- ・キュウリ
- ・トマト
- ・メロン
- ・スイカ
- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・イチゴ
- ・ブドウ
- ・ミカン

- ・柿
- ・ナス
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ
等

日本から輸出不可※²

- ・西洋梨
- ・ビワ
- ・カボチャ
- ・ピーマン
- ・トウモロコシ
等

※¹ 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>)

※² 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。

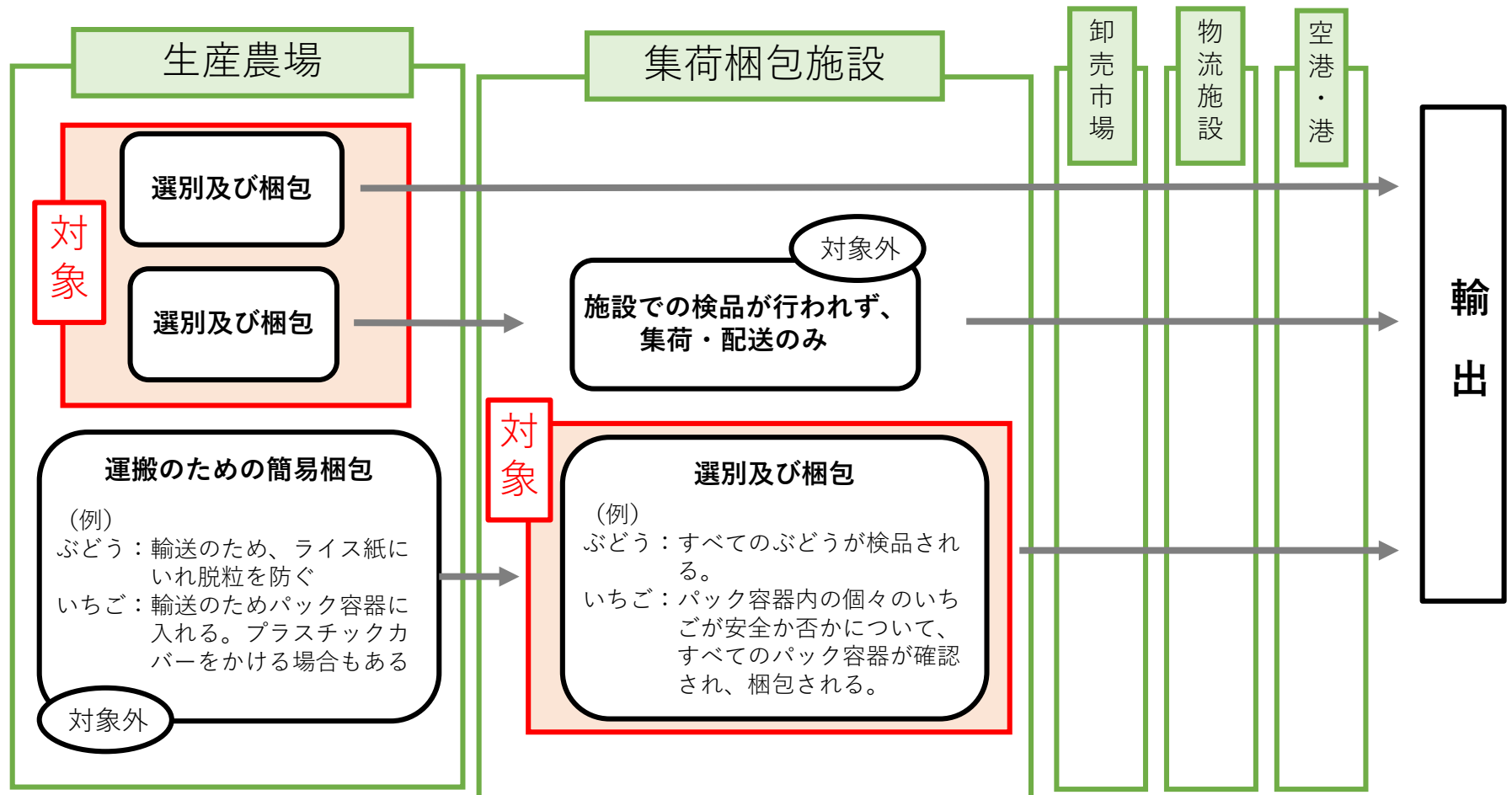
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/thailand/index.html>)

※³ 上記の規制以外にも、残留農薬の対応など必要な輸出先国への規制もあることにご留意ください。

タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る規制について（対象となる施設）

対象施設

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で証明書を取得することが求められています。
ただし、生産者が生産現場で、**運搬のために簡易包装**を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は**不要**です。

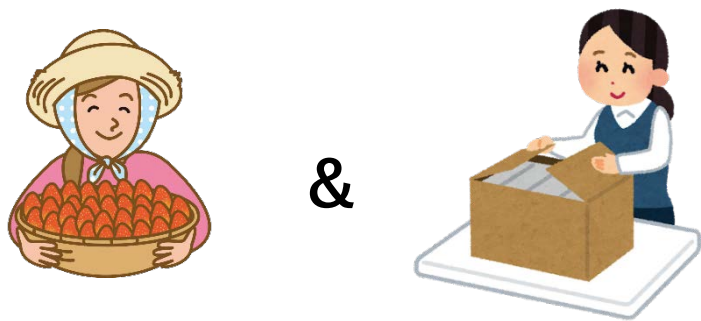


(参考：留意事項) 具体的な事例と規制の関係について

対象施設の例1 (いちごの例)

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で証明書を取得することが求められています。
生産者が選別・梱包をする場合は、認定が必要なので、ご注意ください。

生産園地



生産者が選別・梱包を完了

【植物検疫】

園地登録、選果・梱包施設の登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号】

認定が**必要**

集荷場



生産者が選別・梱包した状態
と同じ

【植物検疫】

選果・梱包施設の登録は**不要**

【タイ保健省告示第386号】

認定は**不要**

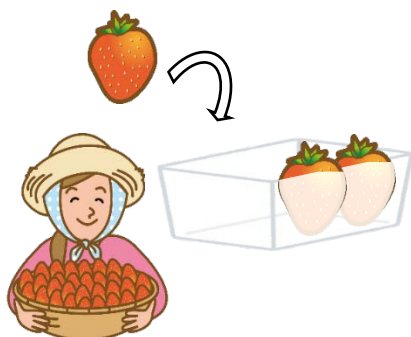
輸出

(参考：留意事項) 具体的な事例と規制の関係について

対象施設の例2 (いちごの例)

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で証明書を取得することが求められています。
ただし、生産者が生産現場で、運搬のために簡易包装を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は不要です。

生産園地



生産者が運搬のための
簡易梱包を実施

【植物検疫】
園地登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号】
認定は**不要**

選果・梱包施設



入荷した青果物を
選果・梱包

【植物検疫】
選果・梱包施設の登録が**必要**

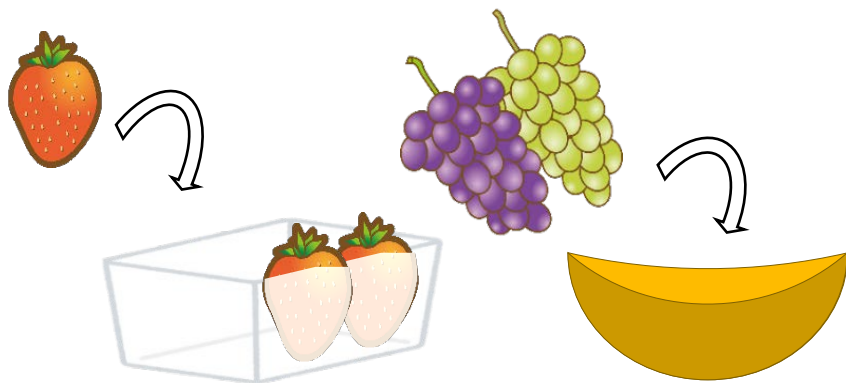
【タイ保健省告示第386号】
認定が**必要**

輸出

(参考：留意事項) 具体的な事例と規制の関係について

簡易梱包、選果・梱包とは？（ぶどう・いちごの例）

簡易包装



生産者が運搬のために行う簡易梱包

(例)

ぶどう：輸送のため、ライス紙にいれ脱粒を防ぐ。

いちご：輸送のためパック容器に入れる。
プラスチックカバーをかける場合もある。

選果・梱包



青果物の選果・梱包

(例)

ぶどう：すべてのぶどうが検品され、選別・梱包される。

いちご：パック容器内の個々のいちごが安全か否かについて、すべてのパック容器が確認され、梱包される。

タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る規制について（ラベル表示）

ラベルについての 注意 点

当該告示の対象となる品目については、タイ政府が定めた「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）」（以下、「ガイドライン」という。）により、商品に『**選果梱包施設の名称**』『**選果梱包施設の所在地**』『**生産国**』『**製品名**』の記載が求められております。具体的には、下記の例のようなラベルが考えられますが、下記の例以外でも、求められている情報が記載されていれば、認められると考えられます。

（例 1）植物検疫上のラベル（※）に追記する場合

Product of Japan	
Name of exporting company	ABC Co Ltd
Name of Fruit	Apples
Name of packing house	YZ Packing House
Address of packing house	1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890
Packinghouse code (PHC)	X-001
Production unit code (PUC)	W-555
EXPORT TO THAILAND	

（例 2）植物検疫上でラベルが求められている品目以外の場合

Name of Vegetables	Spinach
Name of packing house	YZ Packing House
Address of packing house	1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890
Country of origin	Japan
Reference Number	123456789

※尚、植物検疫上で求められるラベルの様式、必要な品目については、詳しくは植物防疫所のHPをご覧ください
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>)

<ガイドライン>

【原文】

<http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised.pdf>

【日本語仮訳】

https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf

* 輸入者の作業方法の5（上記pdfの5ページ）に記載されています。

活用いただける支援事業について

選別及び梱包施設に係る認証所得をご検討の方はこちらの事業を活用いただけます

輸出環境整備推進事業のうち

施設認定等検査支援事業

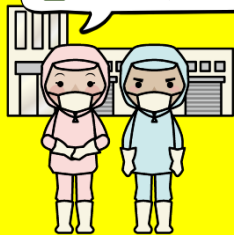
※当該事業は、令和3年度当初予算事業となります。

※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。

※成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更がありうることに留意下さい。

1 補助率
定額 タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新支援事業

事例 タイ向けにリンゴやイチゴを輸出するために認証を取りたい



タイへ青果物を輸出する際など、輸出先国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合はその費用を支援します。

2 補助率
定額 タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業

事例 タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい



輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査等が求められている場合、その検査等の費用を支援します。(2019年3月31日以降から輸出先国より要求されている場合が対象)

3 補助率
50% インドネシア等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

事例 インドネシア向けにぶどうを輸出するために残留農薬等検査を受けた

事例 タイにいちごを輸出するために残留農薬検査を受けたい



輸出先国の法令等により、茶、穀物等を含む植物由来食品を輸出する際に残留農薬等検査の実施が必要な場合又は残留農薬等検査を実施することで輸出手続の円滑化が図られる場合はその費用を支援します

4 補助率
50% 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

事例 台湾に桃を輸出するために、登録生産園地や登録選果梱包施設について、台湾の検査官の査察が必要



輸出先国の検査官を日本に招へいして、生産園地、登録施設等の確認や輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査が求められている場合、その検査等の費用を支援します。

<事業の流れ>

国

定額、
1/2

民間団体等

[URL] <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>

<タイ保健省 告示（2017年第386号）及び食品医薬局通知>

【告示原文】 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/211/20.PDF>

【通知原文】 http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/600925_Explanation386.pdf

【告示・通知仮訳】 https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=28718633

<食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）>

【原文】 <http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised.pdf>

【日本語仮訳】 https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf

* 輸入者の作業方法の5（上記pdfの5ページ）に記載されています。

【Q&A】 <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

* 「タイの輸入青果物に対する農薬規制について」によくあるQ&Aを掲載しています。

<残留農薬基準値>

【農水省HP】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

* 主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値とを比較しています。

<植物防疫所>

【問い合わせ先】 <http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

[本省]

食料産業局輸出先国規制対策課（輸出相談窓口）

☎ 03-6744-7185

[地方農政局]

北海道農政事務所（生産経営産業部 事業支援課）

☎ 011-330-8810

東北農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 022-263-7071

関東農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 048-740-5351

北陸農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 076-232-4233

東海農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 052-223-4619

近畿農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 075-414-9101

中国四国農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 086-230-4258

九州農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 096-300-6347

沖縄総合事務局（農林水産部 食料産業課）

☎ 098-866-1673